

新「幼稚園教育要領」における領域「言葉」の学びの内容と課題

— 言語文化の視点から —

高野 浩

Learning contents in the area related to "language" in the new 'Course of study for Kindergarten' and its tasks — From the viewpoint of traditional linguistic culture —

Hiroshi KONO

Abstract

One of the revisions of the 'Course of study for Kindergarten' revised in 2017 is the connection between early childhood education and education after elementary school. Considering this revised version from the viewpoint of language culture education, elements of language and culture education are also entering in the area "language". In the description of the area "language", although that is not directly specified, the element certainly exists. Also from the perspective of the perspective of language culture education after elementary school, it is inevitable that elements of language culture education come in during education of language in early childhood education.

Key words : Course of study for Kindergarten, language, education on traditional linguistic culture

1 はじめに

平成29年3月「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂(定)版が告示された。同一のタイミングでの改訂(定)は初めてのことである。今回の3法令同時改訂(定)のポイントは、主として3つの点にあることが無藤隆によって指摘されている。⁽¹⁾

その一つ目は、「3歳以上の子どもについての『幼児教育』の共通化」である。文部科学省管轄の学校としての幼稚園、厚生労働省管轄の福祉施設としての保育所、幼保の両方の機能を併せ持つ内閣府管轄の認定こども園という3つの異なる場所が、ほぼ共通のかたちで幼児教育を展開していくことが、その改訂内容により明示された。それぞれの要領や指針において共通する教育内容の実施が制度として定められたことにより、幼稚園、保育所、認定こども園のいずれに通う子どもであっても、同じ方針のもとに展開される幼児教育を等しく受けること

ができるようになった、ということだ。そのような背景には、平成27年4月に始まった「子ども・子育て支援新制度」における教育・保育の質と量の両面における改善や、幼児教育を重視する世界的傾向に沿ったかたちに変えていくという考えがあるとされる。今回の改訂(定)は、教育・人間形成という大きな枠組みの問題にも関わるものであると言えよう。と同時に、もう少し視点を縮小化して考えれば、小学校以降の学校教育との接続・連携という問題にも目が向けられるべきものになっている。

二点目は、「幼児教育の『質』の方向性」を明確化するという点である。「子ども子育て支援新制度」によって幼児教育の「量」と「質」の向上が志向されていることは前記したが、その具体的な方向性、すなわち、幼児教育の展開指針、目標実現に向けた方策が明示されたということである。それぞれの新要領、新指針においては「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記されている。これにより、幼児期にいか

なる教育を展開し、子どもたちをいかにして育てていくのかということが以前よりも幾分なりとも具体化された。その際、「幼児期の終わりまでに」という文言が付されているとおり、その先のステップとして、小学校での教育との接続が見通されているとも言えるだろう。

3点目は、「学校教育との接続」である。とりわけ近接する小学校とのつながりは、強く意識される場所であろう。前二者の内容とも大きく関わる場所であり、小学校入学後の学習で求められてくる一定の資質・能力の基盤・土台となるものの育成を幼児期に意識的にやっていくことで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行が企図されている。このことは、幼児教育がそれ単体で成り立つものではなく、小学校以降の学習、生活へと発展していくものであるという一体的な育成方針を明確にするものだ。つまり、幼児教育はその基盤に位置するという意味合いがより強化されたものとして受け取ることができるだろう。

以上の3点が無藤の指摘する改訂（定）のポイントであるが、それぞれの項目において示したように、今回の各要領、指針の改訂（定）は、小学校あるいはそれ以降の学校教育との接続を多分に意識したものであり、一体的な育成・教育の実現を重視したものになっていることがうかがえる。この点を考慮すれば、幼児教育とそれ以降の教育の接続や連携の問題に目を向けていくことは避けては通れない。そうしたことから本稿では、新幼稚園教育要領の中に示されている領域「言葉」の内容に焦点化しつつ、それ以降の学校教育との接続や連携について検討していく。⁽²⁾

2 新幼稚園教育要領に見受けられる伝統・文化の取り扱い

新幼稚園教育要領の改訂に伴って示された資料「幼稚園教育要領、小・中学校学校指導要領等の改訂のポイント」⁽³⁾では、「教育内容の主な改善事項」としてその内容を7項目（「言語能力の確実な育成」、「理数教育の充実」、「伝統や文化に関する教育の充実」、「道徳教育の充実」、「体験活動の充実」、「外国語教育の充実」、「その他の重要事項」）に分けて説明している。このうち、領域「言葉

と強い結びつきを示すのは「言語能力の確実な育成」と「伝統や文化に関する教育の充実」の2項目である。

項目「言語能力の確実な育成」に記載されているのは小中の国語（発達段階に応じた、語彙力、情報の正確な理解と適切な表現力の育成）および小中の総則、各教科等（学習基盤としての言語活動の充実）に関する内容である。いずれも小学校・中学校段階での言語の運用能力に特化したものになっている。

一方、項目「伝統や文化に関する教育の充実」は次のようにまとめられている。

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと（幼稚園）
- ・古典など我が国の言語文化（小中：国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（小学校：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実

こちらの項目は小学校や中学校の指導内容のみならず幼稚園での教育内容にも言及されている。我が国の文化や伝統に親しむことが幼稚園の教育内容に新たに位置づけられたということになる。

それでは、この内容は実際の新幼稚園教育要領においては、どのように反映されているのであろうか。

まずこの点についてふれているのは冒頭に新たに付された前文である。そこでは次のような表現が確認できる。

- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。⁽⁴⁾

伝統や文化を尊重する態度や姿勢の育成が、国際化社会でのあり方の問題と組み合わせられながら示されている。

そのうえで、この内容をより具体化して示しているのが、領域「環境」の事項内の「第2章ねらい及び内容」

中の「環境」「3内容の取扱い」に見られる次の文言である。

- (4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。⁵⁾

この項目も今回の改訂によって新たに付け加えられた事項である。「文化や伝統に親しむ」という命題を掲げながら、その実現のために伝統的な行事、伝統的な遊びに子どもたちが親しめるように配慮することが求められている。

このように、新幼稚園教育要領は一定程度、伝統的言語文化の教育を含み込んだ教育内容を明確に提示している。

しかし、先に見た資料「幼稚園教育要領、小・中学校学校指導要領等の改訂のポイント」の「伝統や文化に関する教育の充実」では、その2項目目に「古典など我が国の言語文化（小中：国語）」として国語科の課題について言及していた。国語科の課題という要素を含みこんでいる以上、言葉や言語に関連する事項としてとらえるべき要素があるはずである。だが新幼稚園教育要領では、領域「環境」内においてはこの内容を取り上げているが、国語科と密接な関係を有する領域「言葉」の記述（後掲）には「伝統」や「文化」といった文言は見えないのである。たしかに領域「環境」から国語科へと結びついていく学びの流れは存するはずであるが、領域「言葉」がまったくこの教育内容と無縁であるとは考えにくいものがある。はたして、この「伝統や文化に関する教育の充実」という教育内容は領域「言葉」と完全に切り離されているのであろうか。次節では領域「言葉」の項目に示されている内容について検討してみよう。

3 新幼稚園教育要領における領域「言葉」の内容

——語句「言葉遊び」に着目して——

まずは、領域「言葉」に関する事項について見てみよう。

【目標】

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

【ねらい】

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

【内容】

- (1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに表現する。
- (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手にわかるように話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しみをもって日常のあいさつをする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

【内容の取扱い】

上記の取り扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分

の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児と関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。

- (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。
- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージを持ち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- (4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
- (5) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。^⑥

以上が、新幼稚園教育要領における領域「言葉」の項目の文言である。このうち、今回の改訂（定）で新たに追加された文言および内容はアンダーラインで示した2箇所である。それ以外の項目については、平成20年告示の幼稚園教育要領と同様のものになっている。

平成20年告示版の幼稚園教育要領の内容をふまえた研究の一つに、田中敏明・永淵美香子によるものがある。当該研究の趣旨は、小学校学習指導要領と幼稚園教育要領（いずれも平成20年告示版）に示された内容を比較検討することであり、小学校の学習指導要領は到達目標が具体的に示されているのに対し、幼稚園教育要領では心情や態度を中心とした文言からなり、それらが具体的な学びとどうつながるのかといったことは判断できないと結論付けている。そうした中で次のような指摘がなされ

ていることに注目したい。

伝統的な言語文化に関する事項、言葉の特徴やきまりに関する事項および書写に関する事項に関しては幼稚園教育要領には一切の記述がなく幼児教育段階での指導内容ではないということになる。^⑦

「伝統的言語文化の教育」は、平成20年告示版の小学校学習指導要領において国語科の教育内容の一つに位置づけられたもので、古典教育も含めた我が国の言語文化についての学習を、中学校・高等学校のみならず小学校の段階から導入していくための根幹となる教育課題である。実際に、学習指導要領の施行後には小学校でも伝統的言語文化に関する教育が実施されてきている。田中・永淵の指摘によれば、小学校の段階にまで古典学習は拡大されはしたものの、その淵源はあくまでも小学校段階に留まっているということになる。たしかに、前掲の新幼稚園教育要領の領域「言葉」の文言のうち、新たに追加された内容である太字・傍線部以外の箇所を確認する限りでは、「伝統的言語文化の教育」に関わる事柄は見出しにくい。

こうした指摘をふまえながら、新幼稚園教育要領で追加された文言を検討してみよう。注目すべきは、【内容の取扱い】(4)中の「その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。」の「言葉遊び」という語句である。言葉遊びとは、なぞなぞや逆さ言葉、ことわざ遊び、しりとり、語呂合わせ、早口言葉、駄洒落などに代表される言語遊戯である。その内容は前記したのものも含め多岐にわたる。こうした言語遊戯は、古来、様々に親しまれてきたものであり、伝統的な言語文化の一角を占めるものと言えるだろう。そうした点をふまえると、新幼稚園教育要領の領域「言葉」で新たに加味された内容(4)の項目に関連して、伝統的言語文化の教育に関する事項が幼児教育の中でも意識されるようになってきているとみなすことが可能になってくる。

この点は、新小学校学習指導要領「国語」の記述を照らし合わせるとより鮮明になるだろう。以下に示すのは、

平成29年告示の新小学校学習指導要領「国語」中に掲げられた「各学年の目標及び内容」の〔第1学年及び第2学年〕「2内容」〔知識及び技能〕に関する事項である。

(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 昔話や神話・伝承などの読み聞かせを聞くなどして、我が国の伝統的な言語文化に親しむこと。
- イ 長く親しまれている言葉遊びを通して、言葉の豊かさに気付くこと。
- ウ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。
(中略)
- エ 読書に親しみ、いろいろな本があることを知ること。^⑧

「我が国の言語文化に関する」事項として、(3)の「イ」の項目で「言葉遊び」に言及している。傍線部「長く親しまれている言葉遊びを通して」と表現されているように、「言葉遊び」は古来からの伝統的な言語遊戯として位置づけられるものであるということだ。

こうした点に鑑みれば、幼児教育の領域「言葉」において「言葉遊び」を考える際にも、一定程度、言葉の持つ伝統的側面に着目、目配りすることが必要になってくると考えるのが至当であろう。新幼稚園教育要領とは異なり、新小学校学習指導要領においては「長く親しまれている」という文言が添加されているが、それは当該項目が「我が国の言語文化に関する」教育課題を説明する事項であるがための措置だと見受けられ、新幼稚園教育要領中の文言「言葉遊び」が、伝統的に親しまれてきたものとそうではないものを明確に区別する意図を持つものとは考えにくい。いずれにせよ、言葉遊びそのものは伝統的言語遊戯としての側面を持っており、それが幼児教育で取り扱われることは、自ずと言語文化に目を向ける必要性を喚起するのである。^⑨

4 幼稚園教育から小学校教育への接続

前項および前々項で、新幼稚園教育要領について、伝統的言語文化に幼児がふれることを含み込んだかたち

での改訂(定)がなされていることについて述べた。その点をふまえれば、当然、小学校教育との接続の問題が意識されてくることになる。前記したとおり、平成20年告示の小学校学習指導要領において、伝統的言語文化の教育が導入され、小学校段階からの古典教育が開始された。一方で、その始点は小学校教育になるということでもあった。そうした中で、今回の新幼稚園教育要領の中に「言葉」の伝統性に立脚した項目が入ってくることは、領域「言葉」に注目するとき、大きな改訂点と言いうるものではないだろうか。すなわち、伝統的言語文化の教育が対象とする年齢がさらに低下し、幼児教育の領域にまで広がったということである。もちろん、幼稚園において古文等を取り扱うわけではないし、そのための授業や指導を行うわけではないことは明らかであるが、その後の学校教育に還元しうるもの、あるいは基盤となるものの形成や下地作りが期待されることになるのだろう。

それでは、この伝統的言語文化の教育内容について、幼児教育での実践により、どのような基盤が形成されることが期待されるのであろうか。新幼稚園教育要領中からその答えを導き出そうとするならば、まずは改訂部分に示されていた事柄に目を向ける必要がある。すなわち、「絵本や物語」、「言葉遊び」を通じて「言葉が豊かになる」ことを目指すという点である。この点は、語彙獲得、語彙量の増加の面で広範な言葉に触れるということに留まらないだろう。新幼稚園教育要領の文言を用いながら述べれば、「言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ」たり、「それらを使」ったりすることで「楽しさを味わ」い、言葉に能動的に向き合う姿勢の形成が意図されているということになるだろう。もう一つの改訂(定)箇所である「言葉に対する感覚を豊かに」という表現と合わせて、言葉というものを単なる道具としてのみとらえるのではなく、言葉の持つ性質、特質にふれながら、言葉が紡ぎ出す世界の多様性や言葉自体の異質性、連続性をとらえていくということである。つまり、言語を伝達の観点からのみとらえるのではなく、文化としてとらえる姿勢の基盤作りが意識されているということだ。これは、新小学校学習指導要領「国語」の「目標」(3)中の「国語を尊重してその能力の向上を図

る態度を養う」という事項と対応するものであろう。また、前記した同指導要領中の指導事項〔知識および技能〕の(3)イ「長く親しまれている言葉遊びを通して」の文末が「言葉の豊かさに気付くこと」と結ばれていることも注目に値する。言葉の実用的な側面にのみ収斂することのないような配慮が求められているのだ。新幼稚園教育要領の領域「言葉」に登場する文言「言葉遊び」も、そうした言葉が持つ多様性あるいは異質性にふれながら、今につながる言葉というものに向き合っていく素地やきっかけを作ることを意識する必要性を生じさせるものだと考えられる。

5 多元化する領域「言葉」あるいは国語科の教育課題

さて、今一度、新幼稚園教育要領の「言葉」の項目全体を見渡してみたい。今回の改定で付け加えられた「ねらい」(3)「言葉に対する感覚を豊かにし、」の箇所および「内容の取扱い」(4)以外の項目は、平成20年告示版の幼稚園教育要領においても同様の文言で記されていた内容である。平成20年版の教育要領の「言葉」の領域の中心的課題は、従来指摘されてきたとおり、思考力と伝達力の向上であろう。⁽¹⁰⁾ とりわけ、「伝え合う」ことに焦点化されていたものであったと思しい。そうした方向性は、コミュニケーション能力が重視される社会的な流れの中で特に求められたものでもあり、それらが幼児教育においても多分に意識されることとなった結果である。当然のことながらこうした方向性は幼児教育の範囲に留まるものではなく、小学校以降の学習指導要領においても大きく取り上げられるものであった。そうした点においても幼児教育と小学校以降の教育の接続は企図されてきたわけであるが、それでは今回の新幼稚園教育要領の改訂にあたってはどうであろうか。

まず、この伝達力を重視する方向性は依然として引き継がれていることは論を俟たない。前記したとおり、今回の教育要領で追加された箇所以外は、前回の改訂(定)と同様の文言が採用されているという事実からもそのことは十分理解されるものである。また、アクティブ・ラーニングに注目が集まる中、「主体的・対話的で深い学び」

の実現が小学校をはじめ学校教育全体の授業改善の視点として導入されてきたという点においても、伝達という行為が重要視されていることは疑いのないところであろう。そうした点から、伝達力の育成が重視される流れそのものには変化はないと言えるだろう。

しかし一方で少し視点を拡大すると、それ以外の動きも見えてくる。高等学校国語科の科目構成は今後大きな変更を迎えることが予想されており、その変化にも目を向けて、それ以前の段階の教育内容を検討する必要もあろう。そこで、まずは高等学校国語科の科目構成の変更をめぐる問題にふれておこう。

高等学校の改訂版学習指導要領は平成30年に公示予定で、現時点では改訂の方向性が示されている状況である。資料「高等学校国語科の科目構成について」⁽¹¹⁾によれば、科目構成の大幅な変容が予定されていることが分かる。現行の科目構成は次のとおりである。共通履修科目として「国語総合」が、また選択科目として「国語表現」、「現代文A」、「現代文B」、「古典A」、「古典B」が設置されている。それに対して改訂の方向性としては、共通履修科目として「現代の国語(仮称)」、「言語文化(仮称)」の2科目を設置し、選択科目を「論理国語(仮称)」、「文学国語(仮称)」、「国語表現(仮称)」、「古典探究(仮称)」の4科目とすることが示されている。このうち、「我が国の言語文化」の教育にとりわけ密接な関連を持つ科目として「言語文化(仮称)」が必修化されることは注目に値する。古典に対する興味や関心がなかなか高まらない現況を受けての変更であるとされている。その解説においては、古文を「好き」あるいは「どちらかと言えば好き」と答えた生徒が約3割程度に留まり、また古文の学習の必要性についても肯定的な回答は4割を下回っているという平成23年の奈良県内公立高校抽出調査の結果が引用されているが、高校生の古典学習に対する意欲の低下は広く全国的なものだと推測される。同調査では、古文を不要だと考える理由として、「社会に出ても必要がないから」、「昔の言葉なんていまさら関係がないから」という回答が、その8割を占めたとされる。この結果からも自国の言語文化を尊重し、親しむ態度の育成が十全にはなされていない状況が窺える。そうした背景から、

科目構成の変更が進められているということである。高等学校国語科の科目構成の変化の問題について取り上げたが、これは高等学校の範囲に留まる独自の問題ではないだろう。科目「言語文化（仮称）」の必修化にみられるように、我が国の言葉の文化を尊重する姿勢育成の強化を端的に示す事象としてとらえるべきものであり、言葉の教育に携わるすべての学校種に関係する課題であろう。

高等学校での古典教育が、古典を読む力を育てることにのみ、その目的を見出しているわけでは当然なく、伝統的な言語文化に親しむ態度やそれを尊重する姿勢の育成にも重点が置かれていることは明らかだ。それだけに高等学校のみの問題ではなく、それ以前の教育においてもこの点は意識されるべきものであるはずだ。事実、小学校においても古典学習が導入されてきているわけである。その指導内容あるいは目標は、やはり古典に親しむ態度の育成である。その前提にあるのは、言葉の伝統的性質に着目し、その豊かな表現世界にふれていくということであろう。その意味で、「言葉の豊かさ」についての学びは欠かせない要素となり、多様な学校種で継続的に取り組むべき課題になってきているのだ。国語科の課題としては、これまで伝達力の向上にとりわけ熱い視線が注がれてきたが、そのみに集約されるものではなく、我が国の言葉や言語文化が有する豊かな性質・特質に学習者が気づいていくことも重要な課題として認識されてきている。そして、幼児教育もそれと無縁の存在ではない。前記した新幼稚園教育要領の改訂（定）内容をふまえれば、この範囲の中に幼児教育も含まれてくることになるだろう。

6 おわりに

ここまで新幼稚園教育要領自体の、またその中に収められている領域「言葉」の改訂（定）内容を中心軸に据えながら、追加文言、また周辺・関連領域としての小学校の学習指導要領、高等学校「国語」の科目構成の変更について取り上げてきた。それらの検討から見えてくるのは、小学校以降の学校教育において言葉の文化的側面にも目を向ける流れがあり、その中に幼児教育も位置づ

けられてくるということ、また領域「言葉」においても言語文化の教育に関与する余地が見受けられることである。

そうした中で、今後の幼児教育「言葉」の領域における課題にも付言しておこう。新幼稚園教育要領の中でも言及されているように、言葉遊びは絵本や物語を活用しながら幼児に提供されていくようなイメージが考えられる⁽¹²⁾。実際のところ、絵本について検討するだけでもかなりの種類の言葉遊びに関連する作品を見つけだすことができるだろう。そうしたものの積極的活用がまずは検討されることになるはずだ。一方で、いわゆる昔話の類の絵本の活用も考えられる必要があるだろう。それは直近のところでは小学校の低学年で学ぶ神話や昔話と連接するものであるが、言語文化の教育というより広い観点からとらえれば、視野を拡大する必要も出てくるはずだ。たとえば、中学校の国語科教材として竹取物語は定番化している。その教材化の背景の一端にあるのは、学習者の読書体験・読み聞かせ体験である。かつて幼児期に「かぐや姫」の物語にふれているだろうという理解だ。また、「昔々」という表現で始まる昔話の型にふれることは、現代とは時間設定を異にする物語に接することでもあり、その後の古典文学作品の読解にも援用されるものである。もちろん、その際には現代においては目にする事柄のない事物に関する言葉や表現に出会うこともあるはずで、より広範な言葉にふれる機会の創出にもつながるものである。

いくつか例を挙げたが、これらは小学校やそれ以降の教育のために幼児教育で取り扱う内容を調整するという意味ではもちろんない。重要なのは、子どもの将来の経験を長いスパンで見据えつつ、今の子どもにどのような経験を提供するかという視点の強化である。その要となるのは、ある時点で子どもが経験した言語文化に関わる体験が、いつかどこかで何らかの体験と結びつき、点と点が結ばれて線になるようなイメージを持つことではないか。たしかに、幼児教育のある一時期に体験したことが、その後、いつ、どのような体験と結びつくかは不透明な部分もあるだろう。だが、そのことに自覚的でありながらも、子どもの将来の経験をより広い範囲から考え

ていくことも欠かせない要素だと思われる。こと言語文化、言葉の教育という面からすると、幼児教育の後に続く学校教育との接続という問題は、直接的に接している年長から小学校1年生の段階にばかり焦点化すべきものでもないはずなのだ。⁽¹³⁾

さらに付け加えれば、新幼稚園教育要領中にもみられる「わらべうた」に対する視点の拡大も必要だろう。前記したとおり、「わらべうた」は領域「環境」において取り上げられており、また研究においては領域「表現」の始点から検討されることも多いようだ。領域「環境」、「表現」に密接に関わるものであることは確かではあるが、そこに詩句がある以上、領域「言葉」の面からも検討する必要はあるはずだ。特に言語文化の視点をふまえて、幼児教育とその後の学校教育との結びつきについて考えていく必要もあるだろう。

そうした検討・研究の積み重ねをもとに、保育者養成教育における領域「言葉」の範疇でこれらの課題を取り扱いながら、言語文化という視点を持った保育者の養成を進めることが求められてくることになる。

注

- (1) 無藤隆『3法令改訂(定)の要点とこれからの保育』チャイルド本社、2017
- (2) 「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」それぞれに、領域「言葉」に関する項目が設定されているが、本稿では煩雑化を防ぐため、「幼稚園教育要領」にのみ限定して問題を取り扱っていく。
- (3) 文部科学省HP内資料「幼稚園教育要領、小・中学校学校指導要領等の改訂のポイント」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2017/06/16/1384662_2.pdf (情報取得日:2017年11月28日)
- (4) 文部科学省「平成29年告示 幼稚園教育要領」
- (5) 文部科学省「平成29年告示 小学校学習指導要領」
- (6) 文部科学省「平成29年告示 小学校学習指導要領」(アンダーラインは筆者が付した)
- (7) 田中敏明・永淵美香子「小学校学習指導要領と幼稚園教

育要領の連続性の実態とその課題」福岡教育大学紀要 64, pp.125-135、2015

- (8) 文部科学省「平成29年告示 小学校学習指導要領」(アンダーラインは筆者が付した)
- (9) 領域「環境」の記載内容について、「言葉」ではなく「環境」の領域ゆえに「言葉遊び」という明確な表現は用いられてはいないが、遊びの多様性をふまえれば、「伝統的な遊び」という表現の範疇には伝統性を有する「言葉遊び」が含まれることは明らかであろう。そのことは、唱歌やわらべうたなど、言語を含む遊戯が並記して例示されていることから十分推測可能なものになっている。
- (10) 原田大樹「保育内容「言葉」と小学校国語科との接続～幼保小の学びの連続性を目指して～」福岡女学院大学紀要・人間関係学部編17, pp.69-74、2016
- (11) 文部科学省「高等学校国語科の科目構成について」(平成28年2月19日教育課程部会国語ワーキンググループ資料6)において科目構成の変更計画の内容がまとめられている。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/068/siryu/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/13690336.pdf (情報取得日:2017年11月28日)
- (12) 無藤隆・汐見稔幸・砂上史子『ここがポイント! 3法令ガイドブック』フレーベル館、pp.53、2017にこれに関連した記載がある。
- (13) 新幼稚園教育要領の前文末尾は以下のように記されている。「家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに幼稚園教育要領を定める。」接続の問題は直近の小学校教育のみならず生涯教育をも含めた広範なものが考えられるべきである。